

中標津町における景観に関する取組等について

●中標津町の目指すべき方向

基本理念	歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり ～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～
基本方針1	空と緑の広がりのある自然景観を守ります
基本方針2	格子状防風林のある農村景観を守ります
基本方針3	歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します
基本方針4	協働による景観まちづくりを進めます

●今後、町が独自に策定する景観計画

○景観計画策定の目的

・中標津町は先駆的に景観形成に取り組んできましたが、近年では景観に対する理解の深まりと解釈の多様化など景観を取り巻く情勢に変化がみられます。こうした社会情勢を踏まえ「中標津景観計画」を策定する。そして、継続的な取り組みを経て、「まちへの誇りや愛着をもてる、ふるさとなかしべつ」「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世へ引き継いでいくことを目的とします。

○町独自の基準・取組

1 届出対象行為を道より拡大

種別	届出対象行為	行為の規模・内容	参考(道の届出行為の規模)
建築物	新築	高さ>10m または 延べ面積>2,000 m ²	高さ>13m または 延べ面積>2,000 m ²
工作物	新設	柵・塀・擁壁 高さ>5m 鉄塔等 高さ>10m	柵・塀・擁壁 高さ>5m 鉄塔等 高さ>15m
開発行為	—	面積>10,000 m ² ただし、都市計画区域内は面積 >3,000 m ²	面積>10,000 m ²
その他	土石、再生資源、 建設資材等の堆積	面積>3,000 m ² —都市計画区域 内 面積>10,000 m ² —都市計画区域 外	—

2 景観形成重要区域を指定

景観エリア	主な基準
景観形成重点区域 (開陽台周辺)	全ての建築物、工作物、開発行為、その他の行為 (ただし、一部農林業を営むための行為は除く)

●景観に関する取組

中標津町の開陽台から望む農業を景観として最初に評価したのは、昭和37年の展望台の開設である。平成3年に開陽台のリゾート開発計画が持ち上がり、開陽台の景観と自然環境を守るための住民運動が起こった。同年には、広大な起伏の続く大地に整然と配置された格子状防風林が評価され、農村景観百選にも入選。(平成13年には北海道遺産に登録された。)

これらの出来事を契機に、平成6年に「中標津町景観形成ガイドライン」と「中標津町まちづくりガイドプラン」を策定、平成8年には「中標津町景観条例」を制定するなど景観づくりを進めてきた。近年では、平成27年、28年には景観に対する町民の意識や関心の向上及びまちづくりを担う人材育成のための景観セミナーや学習会を開催している。

●今後の予定

平成 29 年	1 月 25 日	知事との協議終了
	2 月、3 月	景観行政団体移行の公示（移行 30 日前まで） 町景観条例の公布
	4 月 1 日	景観行政団体移行 <u>（道内 17 市町目）</u> 町景観条例施行（一部施行）、景観事務処理開始（道の景観計画準用）
	4 月	町景観計画 決定、告示・縦覧、
	5 月 1 日	景観計画完全施行、町景観条例完全施行

平成 29 年 1 月 1 日現在

■：景観行政団体（16 市町）

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、北見市、釧路市
東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、
当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、
東神楽町

▨：広域景観形成推進地域

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、
喜茂別町、京極町、倶知安町

